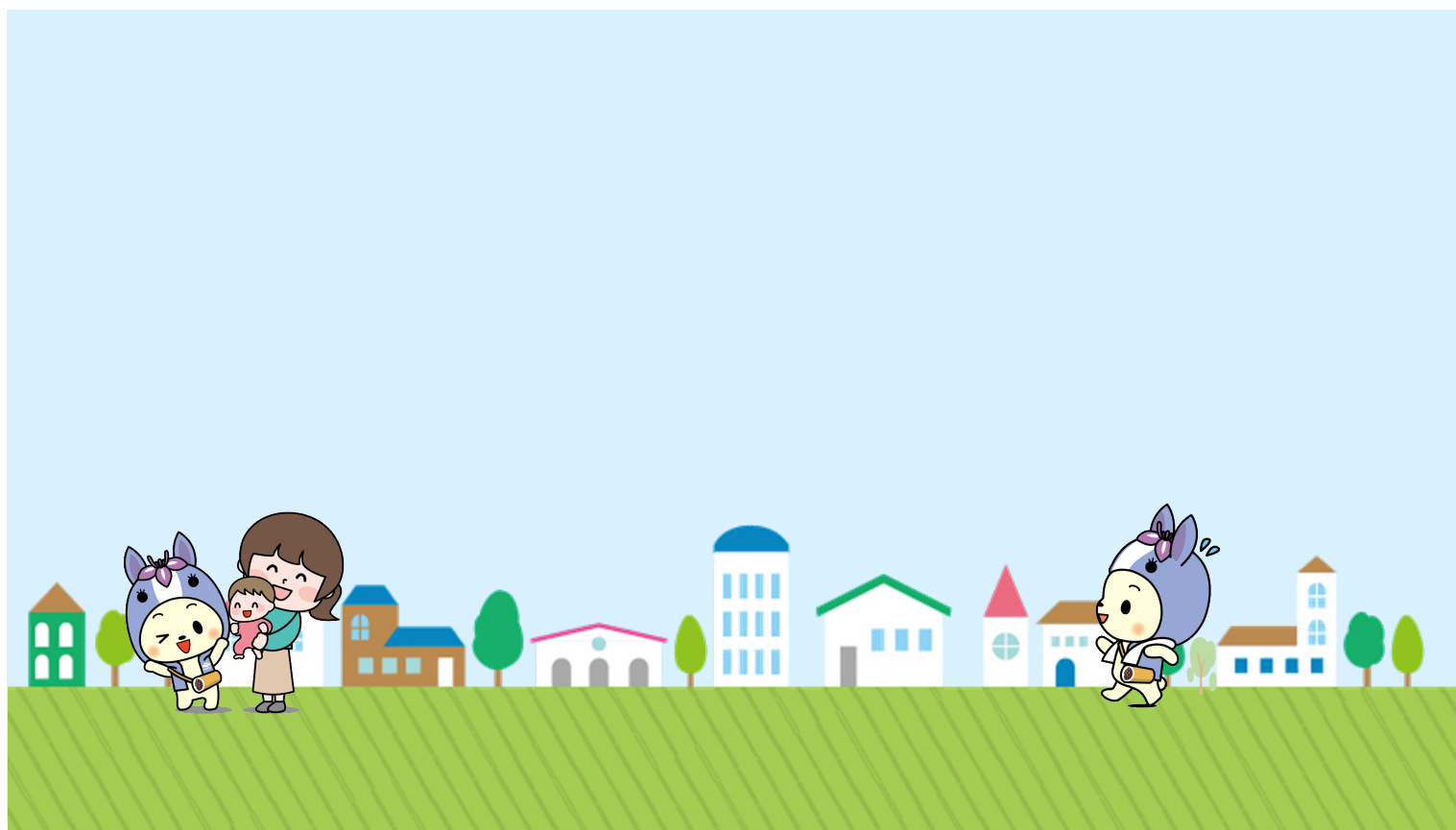




第3次健康知立ともだち21計画
第3次知立市食育推進計画
第2次知立市こころ応援計画

2025年度 ▶ 2036年度



はじめに

人生100年時代を迎え、ライフスタイルが多様化する中で、健康に関する課題も多様化しています。その中であっても、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに健康で、充実した生活を送ることは、私たちみんなの願いです。

急速な少子高齢化や人口減少の進行により、2035（令和17）年には、4人に1人が65歳以上の高齢者となる時代を迎えます。生活の質を保持しながら日常生活を制限なく送ることができる期間、「健康寿命」の延伸が大きな課題となっています。



そのような中で、知立市では2015（平成27）年3月に、「第2次健康知立ともだち21計画」及び「第2次知立市食育推進計画」、2019（平成31）年3月に「知立市こころ応援計画」を策定し、健康づくりに取り組んでまいりました。

これらの取組の成果と課題を踏まえ、誰一人取り残さない健康づくり「身体の健康」「食での健康」「こころの健康」を実現するため、この度「第3次健康知立ともだち21計画」、「第3次知立市食育推進計画」、「第2次知立市こころ応援計画」を策定いたしました。

「健康寿命」の延伸と、市民の皆さまが健康で笑顔あふれる日々を送るために、全力で取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をくださいました知立市保健対策推進会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さま並びに関係機関の皆さまに心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

知立市長 石川 智子

目次

第1章 計画の策定にあたって	5
1. 計画策定の背景	5
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	7
4. SDGsの理念との整合	7
第2章 知立市の現状	8
1. 人口・世帯の状況	8
2. 出生・死亡の状況	11
3. 介護・医療の状況	14
第3章 第3次健康知立ともだち21計画（健康増進計画）	15
1. 第2次計画の評価	15
2. 計画の基本的な考え方	26
3. 取組の内容	28
基本方針1 生活習慣の改善による健康づくり	29
基本方針2 疾病の発症予防と重症化予防	39
基本方針3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	42
基本方針4 社会で支える健康づくり	46
4. 計画の推進方策	48
第4章 第3次知立市食育推進計画（食育推進計画）	50
1. 第2次計画の評価	50
2. 計画の基本的な考え方	55
3. 取組の内容	58
基本方針1 食育でこころを育もう	58
基本方針2 食育でからだを育もう	61
基本方針3 食を取り巻く環境を整えよう	64
4. 計画の推進方策	67
第5章 第2次知立市こころ応援計画（自殺対策計画）	69
1. 第1次計画の評価	69
2. 計画の基本的な考え方	75
3. 取組の内容	78
基本方針1 自殺予防に向けた地域ネットワークの強化	78
基本方針2 自殺を未然に防ぐための取組の推進	82
基本方針3 自殺のリスク低下に向けた取組の推進	86
4. 計画の推進方策	99

資料編	101
1. 計画の策定過程	101
2. 知立市保健対策推進会議	102
3. 健康知立ともだち21計画・知立市食育推進計画検討委員会設置要綱	105
4. 知立市こころ応援対策推進本部設置要綱	106
5. 計画策定にかかるヒアリング調査の結果	108
6. 第3次健康知立ともだち21計画 指標一覧	113
7. 第3次知立市食育推進計画 指標一覧	119
8. 第2次知立市こころ応援計画 指標一覧	122

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

生活環境の改善や医療技術の発展等により、わが国の平均寿命は飛躍的に延び、世界でも有数の長寿国となっています。その一方で、ライフスタイルや食生活の変化等により疾病構造が変化し、生活習慣病が増加していることから、生活習慣病の改善と予防が大きな課題となっています。また、超高齢社会に直面する中、認知症や介護を必要とする人が増加しており、医療・介護の社会負担の増大等の問題も生じています。

このような状況の中、社会全体で個人の健康づくりを推進していくため、2000（平成12）年3月に「健康日本21」が策定され、2003（平成15）年5月には健康づくりの環境を整備するための法律として、「健康増進法」が施行されました。現在は2023（令和5）年に策定された「健康日本21（第三次）」に基づき、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」に向けた取組が進められています。

食育に関しては、2005（平成17）年6月に「食育基本法」が制定されました。翌2006（平成18）年3月には「食育推進基本計画」が策定され、食育の推進に関する基本的な方針や目標が定められました。現在は2021（令和3）年3月に策定された「第4次食育推進基本計画」のもとで、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進を重点事項として、食育推進の取組が進められています。

また、1998（平成10）年以降、自殺者数が3万人を超える状態が続いていたことを受け、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」が施行されました。翌2007（平成19）年には「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国をあげて自殺対策が推進されました。以降、自殺者数は減少傾向にありましたが、2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化や雇用情勢の悪化等を背景に、女性や子ども・若者の自殺が増加しているなど、新たな課題も生じており、2022（令和4）年10月には第4次となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、自殺対策の強化が図られています。

このような国の動向を受け、知立市においても、2003（平成15）年3月に「健康知立ともだち21計画」を定めて以降、子どもから高齢者まですべての市民が、健やかで心豊かに生活できる環境づくりを目指して、様々な健康増進施策を推進してきました。

「第2次健康知立ともだち21計画」、「第2次知立市食育推進計画」及び「知立市こころ応援計画」は2024（令和6）年度で計画期間が終了となるため、次期計画として健康づくりの指針となる「第3次健康知立ともだち21計画」、食育推進の指針となる「第3次知立市食育推進計画」、自殺対策の指針となる「第2次知立市こころ応援計画」を策定します。

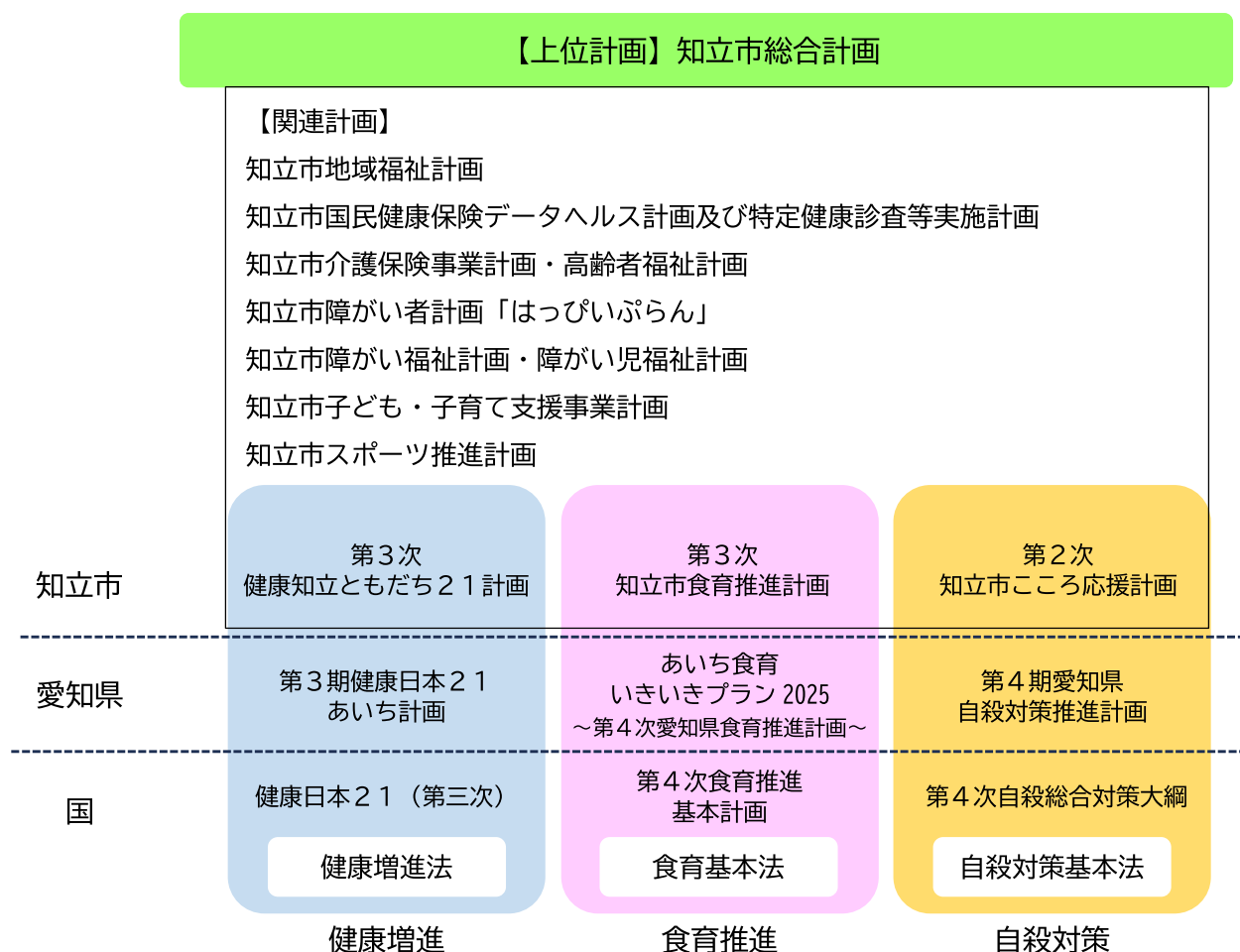
2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として定めます。

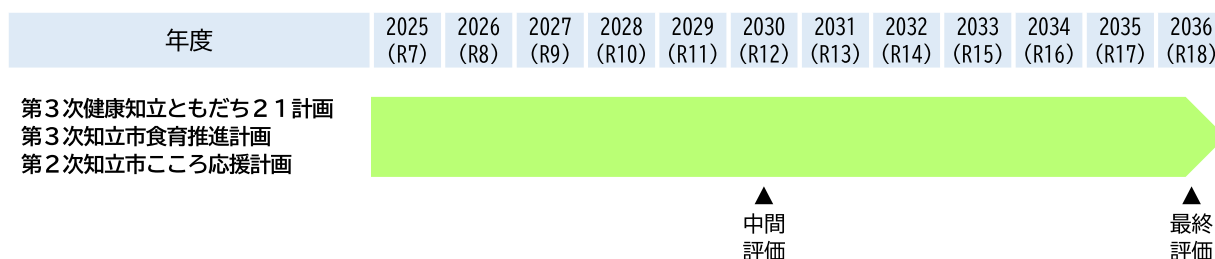
(2) 他計画との整合性

本計画は、「知立市総合計画」を上位計画として、国や愛知県の関連計画や大綱等との整合性を踏まえつつ、本市におけるその他の関連計画との整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2036（令和18）年度までの12年間です。
ただし、2030（令和12）年度に中間評価を行い、社会情勢や市民の意識等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4. SDGsの理念との整合

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。

知立市は、2021（令和3）年5月21日に、「SDGs未来都市」に選定され、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでいます。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、住民の主体的な健康づくりを地域全体で支え、誰もが生涯にわたって健康で豊かに暮らすことを目指す本計画の方向性と一致するところであり、本計画の推進により、SDGsの更なる推進を図ります。

